

令和7年第3回別府市農業委員会総会議事録

時 令和7年3月7日(金)午後1時50分
場 所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について
議案第3号 非農地通知について
報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について
 (1) 農地法第3条の3の規定による届
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届
報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について
 (合意解約)

出席委員

農業委員 7名

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 後藤 利夫 |
| 3番 彌田 和好 | 4番 齊藤 孝一 |
| 5番 久恒 美千代 | 6番 星野 賢一 |
| 7番 小畑 義宏 | |

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 6名

- | | |
|------------|-------------|
| 中部地区 佐藤 進蔵 | 亀川地区 恒松 はつみ |
| 朝日地区 伊藤 博文 | 東山1地区 大野 基 |
| 浜脇地区 安部 憲次 | 内成地区 園田 喜久男 |

欠席委員 1名

東山2地区 大野 泰徳

出席職員

- | | |
|------------|------------|
| 事務局長 岩男 涼子 | 局長補佐 中川 朋美 |
| 主 査 吉岡 千紘 | |

開会13:50

(事務局)

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和7年第3回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。開催時間が早くなりましたが皆さんお揃いということでご了承ください。

早いもので3月になりました。今回は最適化推進委員さんも出席いただき、総会の後には、新年度の研修先についての協議なども予定しております。お忙しい中お集まりいただいておりますので、スムーズな進行を心がけてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番委員、5番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

申請番号1 贈与人は別府市の方、受贈人も別府市の方です。贈与人の職業は無職、受贈人の職業は農業、区分は農振農用地区域内と農振農用地区域外が混在しています。申請の土地は、

大字東山 地目 畑 現況 田 585㎡ほか3筆、計 4,157 ㎡です。申請の事由、贈与人は、高齢のため耕作不能、受贈人は現在も耕作を行っており経営を引き継ぐため、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページから6ページが字図、7ページから9ページが航空地図、10ページが先日、5番委員と東山2地区推進委員、4番委員と東山1地区推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、議案第1号申請番号1について事務局の説明が終わりました。東山2地区の5番委員から補足説明をお願いいたします。5番委員お願いします。

(5番委員)

はい。今回議案にあがっています現地確認につきましては、東山2の推進委員さん、それから東山1の農業委員さんと推進委員さんの4名で行っております。番号1についてですが、贈与人の方は高齢により以前より受贈人である息子さんが手伝っていて、今回正式に息子さんに譲り渡したいということでした。息子さんご自身が所有している場所も確認いたしましたので今回の申請については問題なしと判断いたします。

(議長)

ただいま、5番委員の説明が終わりました。議案第1号申請番号1について、ご意見等あれば、お受けいたします。

(各委員)

特にありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。

申請番号1についてです。議案の3ページをご覧ください。

貸付人 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,181 m²のうち 1,130 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年5月1日～令和12年4月30日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の11ページ中段が現地確認した写真になります。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員、補足説明をお願いします。

(5番委員)

この地域は借受人である〇〇〇〇〇〇が広く管理している場所でもあります。引き続き、借受人にお願いしたいということですので、特に問題ないと思います。

(議長)

ただいま、5番委員から補足説明がありました。

議案第2号申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号2についてです。議案の4ページをご覧ください。

賃貸人 別府市の方 賃借人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,299㎡のうち 1,108㎡です。賃貸料は10a あたり7000 円、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年5月 1 日～令和 12 年4月30日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の11ページ下段が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、東山1の4番委員、推進委員から補足説明をお願いします。まずは4番委員お願いします。

(4番委員)

はい。現地に調査に行っまいりました。長年、〇〇〇〇〇〇が耕作しておりますので間違いなと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員補足説明があればお願いいたします。

(東山1推進委員)

はい。報告します。これまでも〇〇〇〇〇〇が耕作管理しておりまして、適切に管理されていると思います。これからも問題ないと思います。

(議長)

はい。ただいま、4番委員、東山1地区推進委員から補足説明がありました。

議案第2号申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号3についてです。議案の5ページをご覧ください。賃貸人 別府市の方 賃借人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域内と農振農用地区域外が混在しています。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、2,909㎡のうち2,053㎡ほか6筆 計7,485㎡のうち、5,677㎡ です。賃貸料は10a あたり 7000 円、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年5月1日～令和12年4月30日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の12ページ中段・下段と13ページが現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(5 番委員)

はい。賃貸人の方は家の事情により一人暮らしのため耕作は難しい。機械も手放しているため引き続き〇〇〇〇〇〇〇〇でお願いしたいとのことでした。

(議長)

ただいま、5 番委員からの補足説明が終わりました。

議案第2号申請番号5について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号3について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号3については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号4についてです。議案の6ページをご覧ください。

土地所有者 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地域内、貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田 880㎡ほか2筆、計 2,963㎡です。賃貸料は なし、借受後の経営作目 エミューの飼育、機構の借受期間は令和7年5月1日～令和17年4月30日までの10年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの、です。総会議案資料の14ページが現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、申請番号4について事務局の説明が終わりました。5番委員に補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

はい。先日、借受人の方の立会いの下、現地を確認いたしました。現在、9羽のエミューを家の近くで飼っていて今後は当該農地を借りて頭数を増やしていくということでした。新しく借りる土地につきましては、周りに柵を作ってエミューを移したいということでした。衛生面では既に県が入っていて、県の指導の下、やっていくということでした。

(議長)

ただいま、5番委員の補足説明が終わりました。申請番号4について、ご意見があれば、お受けいたします。

(7番委員)

はい。資料の14ページの一番下のどの部分になりますか。

(4 番委員)

14ページの上段と中段の写真になります。

(議長)

ほかにご意見、ご質問等はありませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ほかにご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号4について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号4については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「非農地通知について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知についてご説明いたします。

非農地判断は総会の審議は不要となっていますが、三人以上の委員での判断が必要なため、撮影していただいた写真をこの総会の場でみなさんでご確認のうえ、非農地かどうかの判断をしていただいております。今回4名の委員に調査をしていただいておりますが、例月にならない、総会の場で判断をお願いするものです。

議案の7ページをご覧ください。番号1についてです。

番号1は 所有者 別府市の方 農振農用地区域内と農振農用地区域外が混在しています。大字東山、田、現況 山林、29㎡ 外3筆 計 497㎡です。現地の写真は資料の15ページです。

(議長)

ただいま、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。東山2地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(5 番委員)

番号1につきましては、狭い土地であり背の低い竹や雑草が生えていました。今後農地として活用するのは難しいと判断いたしました。

(議長)

ありがとうございました。ただいま、5 番委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

特にありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第3号番号1については、非農地判断することに決定いたしました。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案の 7 ページ、番号2についてです。

番号2番は 所有者 別府市の方 農振農用地域内。大字東山、田、現況 山林、535㎡ 外 1筆 計 1973㎡です。現地の写真は資料の 16 ページです。

(議長)

ただいま、議案第3号番号2について事務局の説明が終わりました。東山2地区の5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5 番委員)

はい。ここも1番と同じで農地として活用するのは難しいということで、非農地と判断いたしました。

(議長)

はい、ありがとうございます。ただいま、5 番委員の説明が終わりました。議案第3号番号2について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号2について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第3号番号2については、非農地判断することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1) 第3条の3の規定による届番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

別にありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届番号1から番号6について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。続きまして報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

閉会 15 時 30 分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 5 番委員 _____

署名委員 _____ 4 番委員 _____